

つどい場「あら、ほっ」の利用について

村上市の公共施設の利用再開に伴い、つどい場「あら、ほっ」も一部条件付きで5月7日（木）から再開しています。

6月1日からは、土日（夜間）含め、予約による利用も再開いたします。

原則として、「村上市新型コロナウイルス感染症に係る市の公共施設利用判断基準」（次頁参照）に準じてご使用いただきます。

ただし、今後の状況次第で再び休館となる場合もありますので、ご了承ください。

☆つどい場「あら、ほっ」の利用に関して、あらかわ地区まちづくり協議会で独自に補足・追加する事項

1 利用条件

- ・6月1日（月）より、事前予約による土日（夜間）の使用も可能。
- ・利用者は村上市民のみ。
- ・利用可能場所：カフェルーム、遊戯室、園庭
- ・人数制限：カフェルームは15人まで、遊戯室は20名まで
- ・カフェルームでの飲食は可能とするが、利用者本人が持参したものに限り、他者への提供行為は禁止。
- ・遊戯室のおもちゃなどを使用した場合は、消毒を行うこと。

2 つどい場「あら、ほっ」の感染予防対策

- ・手指消毒液、アクリル板を設置しております。ご利用ください。
- ・平日13時～17時までの管理者がいる時間帯は、定期的な消毒作業及び換気を実施しております。

3 利用者の皆様へお願い

利用者は、マスク着用、咳エチケット、定期的な換気、ソーシャルディスタンスの確保など3密を避ける行動をお願いいたします。

風邪の症状や熱がある方の利用は自粛願います。

※新型コロナウイルスの感染状況の変化がある場合は、急な変更がある場合もあります。ご不明な点は、あらかわ地区まちづくり協議会事務局へお問合せください。

あらかわ地区まちづくり協議会事務局

荒川支所地域振興課自治振興室 TEL 62-3102

村上市新型コロナウイルス感染症に係る市の公共施設利用判断基準

第1 基本的な考え方

施設の利用については、感染拡大の防止と社会経済の両立を考慮し、次の点を踏まえて判断するものとする

(1) 施設の利用については、次の条件を満たすこと

ア.三つの密（密閉、密集、密接）のいずれも発生しないこと

イ.大声での発声、歌唱や声援、または近接した距離での会話がなされないこと

ウ.適切な感染防止対策（入場者の制限や誘導、手指消毒設備の設置、マスクの着用、室内の換気など）が講じられていること

エ.屋内においては会食や懇親会を伴う利用ではないこと

オ.発症に備え、個人情報の取り扱いに十分注意しながら施設利用者と連絡が取れるようにすること

カ.イベントや会議（以下「イベントなど」という。）で利用する場合の人数は、屋内の場合は100人以下かつ収容定員の50%以下、屋外の場合は200人以下とすること

(2) 施設管理者は、施設利用者に施設利用可能期間中であっても、感染状況に応じて利用休止となることを周知すること

第2 利用者への周知

(1) 施設の備品や利用者間の共有物を減らすための呼びかけを行う

(2) 次の症状のある方などには施設の利用自粛を呼びかける

ア.発熱、咳、咽頭痛などの症状がある人

イ.基礎疾患などにより重症化しやすい人、その他感染リスクを心配する人

ウ.14日以内に緊急事態宣言発令区域または感染拡大注意都道府県など感染が拡大している地域への往来または海外への渡航がある人

第3 一般施設利用者への施設管理者の対応

施設管理者（指定管理者を含む）は、上記の取り組みに基づき施設利用者へ対応することとする

第4 感染防止対策

次の感染防止対策をできる限り実施し感染リスクを低減すること

(1) 換気が悪い密閉空間となる場所

・換気設備の適切な運転・点検を実施する

・窓のある環境では可能であれば2方向の窓を同時に開け換気を励行する

・窓のない環境では定期的に入出口を開放して換気を励行するなど

(2) 人が密集する場所

- ・人と人との間隔は、できるだけ2メートル（最低1メートル）空ける
- ・入退場に時間差を設けるなど動線を工夫する
- ・机など（座席）のある場所は1つずつ間隔をあけて座る
- ・利用可能人数を制限するなど

(3) 近距離での会話や発声が行われる場所

- ・人と人が対面する場所は、アクリル板・透明ビニールカーテンなどで遮蔽する
- ・大きな発声をさせない環境づくり（声援などは控える）
- ・マスク装着、咳エチケットを徹底する
- ・机などのある場所は対面では座らないなど

(4) 消毒など

- ・手指消毒液による手指消毒
- ・水と石鹸で30秒以上かけた丁寧な手洗いを推奨
- ・共有物のアルコールや次亜塩素酸ナトリウムによる拭き取り消毒を定期的に行う
- ・他人と共用する物品や手が頻繁に触れる箇所を工夫して最低限にするなど

(5) トイレ

- ・便器内は普通の清掃でよい
- ・不特定多数が接触する場所は、清拭消毒を行う
- ・トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示する
- ・ハンドドライヤーの利用および共通タオルの禁止（代用：ペーパータオルなど）

(6) ゴミの廃棄

- ・鼻水、唾液などがついたゴミは、ビニール袋に入れて密封して縛る
- ・ゴミを回収する人は、手袋を装着し、廃棄後は必ず手指消毒液による手指消毒または石鹸と流水で30秒以上かけて手を洗う

第5 施設毎の判断

利用の判断に関しては、令和2年5月14日付内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡「緊急事態措置を実施すべき区域の変更などに伴う都道府県の対応について」別紙2「施設に応じた感染拡大を予防するための工夫（例）」や内閣官房作成「業種別ガイドライン」も参考としながら判断することとする

第6 運用

- (1) 本基準の適用期間は、当分の間とする
- (2) 本基準は、国、県の方針を踏まえながら適宜見直すこととする

※この基準は、令和2年5月16日現在のものです